

農業委員会だより

あなたの町を
あるけるまち。
八王子

発行：八王子市農業委員会 テル 192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 TEL 042(620)7402 (直通)



『次の世代へ繋げる農業を目指して』

農業委員会 会長職務代理者 菱山 史郎

【主な記事の紹介】

- 特定生産緑地の指定に関するお知らせ、
生産緑地の貸借の事例紹介……2
- 活動の指針、農業者大会 ………………3
- 農業委員会からのお知らせ ………………4

私が担当する北野地区は、八王子市の東南部に位置します。この地区は、製造や物流などの産業が多く立地するとともにきれいに耕作された農地が広がっており、自然環境と調和した街並みが形成されています。

この地区は、かつて辺り一面に水田が広がっていましたが、稻作が盛んでした。平成4年頃からは区画整理事業が進んだことで、アパートや宅地の開発等により居住環境の整備が図られました。そのため、水田に水が入らない場所の埋め立てをして畑へ改良し、多品種多品目の野菜を生産する農家が増えたことで、稻作から畑作への転換が進んでいきました。

そのような中、昔から地元の小学生を募って親子向けに稻作体験を続けているのも、この地区の特色の一つです。例年、私自身もこの稻作体験に協力させていただいており、普段の生活では体験することができない田植えや稻の刈り取りを通じ、子どもたちに農業の楽しさや、その反面、難しさを感じてもらうきっかけになることに喜びを感じています。

近年、市内では「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借円滑化法）」に基づいて、生産緑地を貸借する事例が増えてきました。昨今、農業の担い手や後継者不足が全国的に課題となっていますが、生産緑地の貸借を通じて新規就農者が増えていることは農業への関心が高まっているあらわれだと思います。新たに農業経営を始めようと考えている人に、農業に対する理解が進み参入意欲が増すよう、これからも農業委員として意欲のある担い手に寄り添った支援をしていけるよう取り組んでいきたいと思います。

特定生産緑地の指定に関するお知らせ

特定生産緑地とは？

現在指定を受けている「生産緑地地区」を「特定生産緑地」に指定することで、「買取り申出」が可能となる期日（都市計画決定から30年経過後）を10年間延長する制度です。「特定生産緑地」の指定を受けると、固定資産税等の農地課税が継続され、新たに相続が発生した際に相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。

「生産緑地地区」の指定から30年経過すると従来の相続税・固定資産税等の税制特例措置が適用されなくなるので、ご注意願います。

詳しくは、都市計画部都市計画課（電話：042-620-7302）まで。

令和2年度（2020年度）のスケジュール（予定）

夏頃（予定）	申出基準日到来通知発送 (※平成4～5年指定の生産緑地地区を所有の方)
9月（予定）	特定生産緑地説明会
11月～令和3年3月（予定）	特定生産緑地指定申請受付

特定生産緑地説明会

9月頃の開催を予定しております。
詳しくは『広報はちおうじ』等で周知予定です。

都市農地貸借円滑化法を活用した事例

今回、生産緑地を借り受けた神田賢志さんに お話を伺いました。

就農したきっかけを教えてください。

大学卒業後、出版社で編集業務に携わり、農家を取材する日々を過ごしました。人々、動植物に関心があったため、農家の方々の話を聞いていくうちに、自分も農業に携わりたい思いが強くなりました。その後、海外で農作業に従事し、帰国後に就農に必要な研修を受講したことで、新規就農することができました。

どのような生産緑地を借りていますか？

祖父の生産緑地を借りて農作業をしています。自宅から近く、親戚の家が隣接しており、水道も使わせてもらっているため、非常に効率よく作業ができます。

生産緑地の貸し借りを考えている方への アドバイスをお願いします。

農業は巡り合わせも多いですが、地元農業者との繋がりを大切にし、積極的にコミュニケーションを取っていくことが重要であると感じています。

これからどのような農業経営を目指しますか？

今後も経営規模を拡大したいと考えておりますが、まずは借りている農地をしっかりと耕作することで土台を作りながら、周囲の農家の方と信頼関係を築いていきたいと考えております。

また、この畠の野菜は自分が最後まで育てるという気持ちを忘れずに、楽しみながら農作業を続けていきたいと思います。

都市農地貸借円滑化法による貸借のメリット

生産緑地の借り手が事業に関する計画を作成し、区市長の認定を受けた場合に、その計画に基づく生産緑地の貸借について、以下の特例が認められます。

- ①法定更新の適用がなくなるため、貸借期間の満了後に生産緑地の返還が受けられます。
- ②相続税の納税猶予制度の適用を受けている場合、貸借期間中も引き続き適用されます。

詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。



▲新規就農者となり生産緑地を
借り受けることができた
神田賢志さん



▲神田さんが借り受けている
生産緑地（堀之内）

令和2年度（2020年度）の目標及び活動計画

農業委員会では、許可や届出受理などの法令事務を行うとともに、
担い手への農地の利用集積・集約化を推進するため、今年度の目標と
その目標を達成するための活動計画を定めました。

① 担い手への農地の利用集積・集約化

② 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

③ 遊休農地に関する措置

④ 農地制度の周知及び適正な農地利用の促進

第61回東京都農業委員会・農業者大会

令和2年2月20日、KOTORIホール（昭島市民会館）にて、第61回東京都農業委員会・農業者大会が開催されました。大会では、東京農業の確立に関する要望、都市農業の振興と都市農地保全に関する要望、農業委員会活動の積極的推進に関する決議について協議しました。

また、記念行事として、顕彰事業等の受賞式が行われました。本市から受賞された皆様は次のとおりです。おめでとうございます。

◆企業的農業経営顕彰

（東京都知事賞・東京都農業會議長賞）

中西真一氏

平成4年に就農。父の忠一氏とともに、カブ、ダイコン、ホウレンソウ、トウモロコシなどを中心に栽培し、主に市場へ出荷してきた。

平成14年頃から道の駅やスーパーでの共同出荷先の開拓、学校給食への出荷等、販路を拡大することにより、作付する品目数を大幅に拡大した。

また、平成18年にはビニールハウスを導入し、カブなどの周年栽培を開始したことで、安定した農業経営を確立した。

現在は、市内小学校で社会科の講師を務め、子供たちに農業の魅力を発信する等、本市の農業振興に大きく貢献している。

◆企業的農業経営顕彰

（東京都農業會議長賞）

立川博之氏

平成10年に就農し、契約出荷（スーパー）を中心、直売、市場出荷を行っている。JA八王子青壮年部に平成11年に加入し、平成24年にはJA東京青壮年組織協議会の副会長を務めた。現在はJA八王子のナス共販出荷組合の会長を務めている。



【祝賀会の様子】

後列は中西真一氏

前列左から石川耕平氏、由香氏



立川博之氏



澤井博氏

◆農業後継者顕彰

（東京都知事賞・東京都農業會議長賞）

石川耕平氏 由香氏

平成12年に就農。父の研氏とともにシクラメン、花壇苗を中心に栽培している。収穫した生産物は庭先販売、契約農家への出荷、学校給食へ提供するなど多岐にわたる。平成25年からJAパッショングループ生産組合に所属し、平成29年から組合長を務めている。パッショングループを活用した商品開発に力を注ぎながら学校給食に食材を提供するほか、地元の小学生に農業体験の場を提供するなど、地域の食育にも大きく貢献している。

◆農業功労者表彰

澤井博氏

昭和61年に就農。畑では主にブロッコリー、大根を栽培し、道の駅八王子滝山やJA八王子園芸センターへ出荷している。平成2年から平成8年までJA八王子青年部本部役員を務め、平成24年から高月営農集団で会計を担当し、地元農業者の中心的役割を担っている。

各種調査を実施

◆農作物生産状況調査を実施

東京都では、農業の現状を正確に把握するため、農業委員会を通じて市内の農家・新規就農者の中から対象となる方を抽出し、農作物生産状況調査を行っています。本年も以下のとおり実施しますのでご協力をよろしくお願いいたします。

1 調査形式

書面（調査票）による調査

2 調査時期

8月上旬に農業委員会から調査票を送付します。調査票に必要事項を記入し、8月下旬までに同封の返信用封筒にて返信してください。

3 調査内容

令和元年（2019年）中の農作物に関する作付延べ面積、出荷量及び販売方法（出荷先など）。

◆東京都指導農業士を募集

東京都指導農業士とは、農業技術や経営管理能力に優れ、農業の担い手に対する指導活動等により、東京農業の発展に資する農業者を都知事が認定する制度です。

指導農業士の認定を希望される方は、農業委員会事務局へお問い合わせください。

Topics

農業委員会視察研修報告

令和2年2月3日に視察研修を行いました。今回は16名の委員が参加し、「食肉市場・芝浦と場」と豊洲市場内の「東京シティ青果株」を視察しました。最新設備による徹底した品質管理システム等を紹介いただき、食への理解を深めることができました。

農業委員会事務局職員の紹介

令和2年4月に職員の異動がありました。新たに配属された職員を紹介します。



事務局職員として、精一杯頑張っていきますのでよろしくお願いします。

◀前列が須藤文夫課長
後列中央が篠原勝久主査、左が原清貴主任、右が清水慶秋主査

◆農地利用状況調査を実施

遊休農地の発生防止を目的として、農地法第30条に基づき農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員等が農地の利用状況調査を行います。調査の結果、管理状況が不十分と判断された場合には、農地法第32条に基づき所有者に利用意向調査書を送付いたします。農地の適正管理へのご協力をお願いいたします。



▲耕作放棄され、管理が十分にされていない農地

◆生産緑地パトロールを実施

生産緑地については、管理状況の確認という観点から例年9月～10月に調査を行っております。生産緑地の大半は適正に管理されていますが、管理が不十分であったり、不適正な利用がされている状況も一部に見受けられます。生産緑地法第8条に基づき、農業経営に係わらない工作物の設置や、駐車場等に転用する行為は規模の大小に関わらず認められておりません。生産緑地をお持ちの方は適正な維持管理をお願いいたします。



▲生産緑地の管理状況を確認する農業委員

獣害対策課を新設

サルやイノシシなどによる獣害に関する窓口が一本化され、獣害対策課が新設されました。相談は042-620-7375（直通）まで。

農業委員会活動日誌

令和元年度（2019年度）農業委員会総会 開催状況

総会開催日	専決処分案件	審議案件	報告案件
第9回（12月26日）	3件	4件	4件
第10回（1月31日）	4件	4件	3件
第11回（2月21日）	4件	3件	2件
第12回（3月26日）	6件	8件	4件

令和2年度（2020年度）農業委員会総会 開催状況

総会開催日	専決処分案件	審議案件	報告案件
第1回（4月27日）	5件	8件	2件
第2回（5月28日）	3件	4件	1件

「農業者年金」へ加入しませんか？

「全国農業新聞」を読みませんか？

お申込み・お問い合わせは農業委員会事務局まで。